

銀行窓口業務契約の内容

1 目的

本契約は、日本郵便株式会社が、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第5条の責務として、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務を利用者本位の簡便な方法により、あまねく全国において公平に利用できるようにするために、株式会社ゆうちょ銀行との間で締結するものである。

2 銀行窓口業務

- ① 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、株式会社ゆうちょ銀行を関連銀行として、銀行窓口業務を営むこととする。
- ② 日本郵便株式会社が銀行窓口業務として行う具体的な業務は、次の各号に掲げる業務とする。
 - 一 株式会社ゆうちょ銀行を所属銀行として行う流動性預金及び定期性預金の受入れを内容とする契約の締結の代理（次に掲げるものに係るものに限る。）
 - ア 通常貯金
 - イ 定額貯金（自動積立定額貯金、財産形成定額貯金、財産形成年金定額貯金及び財産形成住宅定額貯金を除く。）
 - ウ 定期貯金（自動積立定期貯金、満期一括受取型定期貯金、ゆうちょ年金定期及びニュー福祉定期貯金を除く。）
 - 二 株式会社ゆうちょ銀行を所属銀行として行う為替取引を内容とする契約の締結の代理（次に掲げるものに係るものに限る。）
 - ア 普通為替
 - イ 定額小為替
 - ウ 通常払込み
 - エ 電信振替

3 営業所

銀行窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所の名称及び所在地は、日本郵便株式会社法第6条第2項の規定による届出の内容を参照。

4 委託手数料

株式会社ゆうちょ銀行が日本郵便株式会社に支払う銀行窓口業務に係る手数料は、銀行窓口業務が適切に行われるよう、銀行窓口業務の遂行に要する適正な費用等を勘案して定める。

5 簡易郵便局受託者

日本郵便株式会社は、簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第4条第1項に規定する受託者に対して、2②に掲げる業務を委託することができる。

6 契約期間

本契約の効力は、平成24年10月1日から発生し、8に規定する契約の解除がない限り、本契約は有効に存続するものとする。

7 契約の変更

日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行は、銀行窓口業務の健全かつ適切な運営を確保するため、特に必要が生じた場合は、双方で協議し合意の上、本契約を変更することができる。

8 契約の解除

- ① 本契約は、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の双方の合意がない限り解除することができないものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、銀行窓口業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から特に必要が生じた場合には、日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。同じく、日本郵便株式会社が重大な法令等違反行為を行っていたこと等、株式会社ゆうちょ銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図る観点から重大な問題があると認める場合には、株式会社ゆうちょ銀行は、日本郵便株式会社に対し、書面により本契約の解除について協議を申し入れることができる。
- ③ 前項により協議を申し入れた日から6か月を経過する日までに解除について合意に至らない場合には、日本郵便株式会社又は株式会社ゆうちょ銀行は、書面により一方に対し本契約の解除を通知できるものとし、当該通知を発した日から6か月を経過する日をもって、本契約は解除されるものとする。

9 業務不能時等の通知

- ① 日本郵便株式会社は銀行窓口業務の遂行が不能または著しく困難となったときは、直ちに株式会社ゆうちょ銀行に通知し、その指示を受けなければならない。
- ② 株式会社ゆうちょ銀行は、事故その他銀行窓口業務の遂行が不能または著しく困難となる重大な事由が株式会社ゆうちょ銀行において発生したときは、その旨を日本郵便株式会社に通知しなければならない。